

## 令和2年7月分以降の所得判定基準の年収目安

## 所得に関する要件

## 令和2年度の課税標準額×6%—市町民税調整控除の額

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額

所得基準に相当する目安年収（例）		基準額の対象	※文部科学省 作成の参考例
両親のうち 一方が働いて いる場合	子の数		
	子1人（高校生） 扶養控除対象者が1人の場合	～約910万円	
	子2人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人の場合	～約910万円	
	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約950万円	
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約960万円	
	子3人（大学生・高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約960万円	

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。  
 ※給与所得以外の収入はないものとする。  
 ※世帯年収（目安）は1万円の位を四捨五入している。  
 ※年収の目安について、両親の内、非生計維持者は、配偶者控除対象となっている場合。

所得基準に相当する目安年収（例）		基準額の対象	※文部科学省 作成の参考例
両親が共働き の場合	子の数		
	子1人（高校生） 扶養控除対象者が1人の場合	～約1030万円	
	子2人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人の場合	～約1030万円	
	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約1070万円	
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約1090万円	
	子3人（大学生・高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約1090万円	

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。  
 ※給与所得以外の収入はないものとし、両親の収入は同額とする。  
 ※扶養控除及び特定扶養控除については、全て一方の親の控除として扱っている。  
 ※世帯年収（目安）は1万円の位を四捨五入している。

## 確認方法 → 令和2年度の住民税の課税所得額（課税標準額）等で確認

課税証明書に「市町村民税の課税所得額（課税標準額）」と「市町村民税の調整控除額」が記載されている場合は、記載の金額をもとに計算します。

市町村によっては、課税証明書に「市町村民税の課税所得額（課税標準額）」や「市町村民税の調整控除額」が記載されていないことがあります。この場合は、マイナポータルを活用して、御自身の市町村民税の課税所得額（課税標準額）などを確認することができます。

※マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップできたり、行政機関からのお知らせの確認ができます。利用にあたっては、マイナンバーカードが必要です。

マイナポータルHP



[https://myna.go.jp/SCK0101\\_01\\_001/SCK0101\\_01\\_001\\_InitDiscsys.form](https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form)